

(第8条関係)

## 一般社団法人旭川地方自動車整備振興会 入会金・会費納入規定

(目的)

第1条 本規定は、定款第8条に基づく入会金および会費納入について定めるものとする。

(入会金)

第2条 当会への入会希望者は、定款第7条により入会申込書を提出し、理事会の承認を得た後に次の各号による入会金を納入しなければならない。

- (1) 新規認証による入会 150,000円
- (2) 認証譲渡による入会 150,000円

2. ただし、相続・組織変更などで、経営主体の変更を伴わない場合は除くものとする。

(会費)

第3条 当会の会費は、平等割会費・差等割会費および車両割会費・点検割会費とする。

2. 会員は、平等割会費・差等割会費を合算したものを年会費とし、当会が別表に基づき算出し総会の決議を経て発行する請求書による金額を、年度内に納入するものとする。

3. 車両割会費については、自動車検査票または保安基準適合証綴、電子保安基準適合標章専用紙を当会で配布する際に別表に基づき納入するものとする。

(2) 電子保安基準適合証により手続きし、電子保安基準適合標章を交付しない場合の台数については、当会が「保安基準適合証管理システム」により確認した適合標章未交付台数分を納入するものとする。

4. 点検割会費については、定期点検整備済ステッカーを当会で配布する際に別表に基づき納入するものとする。

(附則)

1. この規定は、一般社団法人旭川地方自動車整備振興会の設立登記のあった日(平成24年4月1日)から施行する。

2. この規定の改廃は理事会が行う。

(平成29年4月1日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

会費算定基準

(別表)

平等割	認証工場 特定給油所会員 特別会員	1件につき	年額 36,000円
差等割	整備要員 (板金・塗装工、工場長・フロントマン、整備関係事務員、指定事業場の事業場管理責任者、常勤する整備関係役員を含む)	1名につき	年額 1,200円
	指定工場	1件につき	年額 6,000円
車両割	自動車検査票または保安基準適合証綴 電子保安基準適合標章専用紙 電子保安基準適合証により手続きした「適合標章未交付」分	1台分につき	100円
点検割	定期点検整備済ステッカー	1枚につき	28円